平成２５年（フ）第５６４号
さいたま市緑区宮本１丁目７番地30
破産者　有限会社アコシステム
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４７号
さいたま市中央区本町東５丁目15番２号
破産者　有限会社原田推進工業
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９６号
埼玉県和光市白子１丁目６番10号
破産者　株式会社深澤
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５８号
さいたま市緑区大崎2559
破産者　有限会社ティー・アント
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
東京都江戸川区松島３丁目42番13号　ＣＯＳＭＯ　ＰＯＬＩＴＡＮ203、開始決定時の住所千葉県柏市若柴５番地の50　ビューパレー柏若柴206号
破産者　小川　隆一
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７０１号
大阪府吹田市山田西２丁目18番Ａ３―102号
破産者　株式会社マシモ
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０５号
大阪府豊中市箕輪２丁目14番23号
破産者　有限会社イシヤマ
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１４号
大阪市淀川区宮原４丁目５番26号
破産者　株式会社ダイキュウ
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１７号
大阪市平野区平野市町１丁目１番16号
破産者　株式会社テンショー
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３号
和歌山県御坊市島328番地12
破産者　株式会社オカダハウス美建
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第３号
千葉県館山市沼129番地の７
破産者　福田　　守
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１１９４６号
東京都渋谷区道玄坂１丁目16番13号　西川ビル１階
破産者　株式会社ハートランド
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５５号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目10―９―602
破産者　佐藤　　薫（旧姓氏家）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４９号
岐阜市西改田上の町72番地３
破産者　黒川喜美子
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
京都府亀岡市篠町柏原田中30番地２、営業所京都府亀岡市篠町柏原町頭44―１
破産者　株式会社吉岡敬工務店
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
和歌山市雑賀崎408番地
破産者　雑賀崎観光株式会社
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５４号
高知市一宮中町１丁目14番40号
破産者　株式会社マツサン
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３１号
千葉市中央区今井１―23―10―606、住民票上の住所千葉市若葉区桜木北３丁目21番19号
破産者　春山　正二
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０８号
千葉県習志野市東習志野６丁目10番４号　メゾン下里101号、開始決定時の住所千葉市花見川区長作台１丁目24番25号
破産者　増山　康夫
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
千葉県市原市西広６丁目３番地２　フォレスト廣川Ａ―１
破産者　高橋　和次
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４４号
さいたま市見沼区大字中川68番地１
破産者　株式会社コウシン
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係